



お申し込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

- お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要・注意喚起情報」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどを対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただきます場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

- 「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」に記載のない特約の付加などをご検討される場合はアフラックにお問い合わせください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- ◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
(募集代理店)

- ◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、2022年3月22日現在のものです(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.02~21

契約内容に関する重要事項のうち、とくにご確認ください事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに給付金などが支払われるの?
- 保険料お払い込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報

P.22~31

お申し込みの際してとくにご注意ください事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申し込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 給付金などを請求するときは?





など

その他重要事項

P.32~35

お申し込みの際してご確認ください補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、とくに ご確認くださいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載して います。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

- この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**とくにご確認ください事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ	保険料
01 「生きるためのがん保険Days1」の特長 03	05 保険料のお払込方法 16
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) 05	06 保険料お払い込みの流れ 18
給付金・保険金など	07 保険料に関する留意事項 19
03 給付金のお支払いなど 09	ご契約のお引き受け
04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金 15	08 お引き受けの条件 20
	ご契約の更新
	09 特約の更新について 21

01 「生きるためのがん保険Days1」の特長

特長
1

がん(悪性新生物)・上皮内新生物を手厚く保障します。

初めてがん・上皮内新生物と「診断」されたときに一時金をお支払いするほか、「入院」、「通院」、「手術」、「放射線治療」、「抗がん剤治療」、「ホルモン剤治療」などについても給付金をお支払いします。

がん・上皮内新生物以外の疾病の場合は、お支払いの対象とはなりません。

▶▶「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについては「パンフレット」をご確認ください。

特長
2

プランや保険料払込期間などをお選びいただけます。

プラン名	保険料払込期間	解約払戻金の有無
男女共通 診断保障充実プラン スタンダードプラン +がん先進医療特約	終身払 60歳払済 65歳払済	解約払戻金 あり (1型)
女性専用 診断保障充実プラン スタンダードプラン +がん先進医療特約	2年払済 5年払済 10年払済	解約払戻金 なし (2型)
男女共通 * オールインプラン +がん先進医療特約	10年払済	解約払戻金 なし (2型)

ニーズにあわせて特約を付加できます。

お選びいただいたプランに特約を付加して、保障を充実させることができます。付加できる特約については、次ページをご確認ください。

* オールインプランは、<がん治療保障特約>が付加された「生きるためのがん保険Days1」のプランであり、がん治療を幅広くまとめて保障します(所定の支払事由に該当する必要があります)。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

「生きるためのがん保険Days1」(以下「Days1」といいます)しくみ図

[Days1]および特約には、保障が始まるまでに3カ月の「待ち期間」があります。

▶▶ 「待ち期間」について、詳しくは「注意喚起情報 P.25」をご確認ください。

▶▶ 「自動更新」について、詳しくは「09 特約の更新について P.21」をご確認ください。

プラン・特約をお選びいただけます

	Days1						保険期間の始期の属する日 保障の開始	用語
	男女共通		女性専用		男女共通			
	診断保障 充実プラン	スタンダード プラン	診断保障 充実プラン	スタンダード プラン	オールイン プラン	がん先進医療特約		
基本保障	●	●	●	●	●	●	終身	
がん保険 〔低・無解約 払戻金2018〕	●	●	●	●	●	●	終身	
特定診断 給付金特約	●	—	●	—	○ ^{*1}	—	10年満期 ^{*2} 自動更新	
手術・放射線 治療特約 〔2018〕	●	●	●	●	—	—	10年満期 ^{*2} 自動更新	
抗がん剤・ホルモン剤 治療特約 〔2018〕	●	●	●	●	—	—	10年満期 ^{*2} 自動更新	
女性がん 特約 〔2018〕	—	—	●	●	—	—	10年満期 ^{*2} 自動更新	
がん治療保障 特約	—	—	—	—	●	—	10年満期 ^{*2} 自動更新	
がん先進医療 特約 〔2018〕	○	○	○	○	○	○	10年満期 ^{*2} 自動更新	
オプション	○	○	○	○	○	○	終身	
診断給付金 複数回支払特約 〔2018〕	○	○	○	○	○	○	終身	
外見ケア特約	○	○	○	○	○	○	10年満期 ^{*2} 自動更新	
特定保険料 払込免除特約	○	○	○	○	○	○	10年満期 ^{*2} 自動更新	

● プランに組み込まれた主契約・特約
○ 付加可能な特約

*1 診断給付金額によって、付加できない場合があります。詳しくは「08 お引き受けの条件 P.20」をご確認ください。

*2 主契約の保険料払込期間が2年払済・5年払済の場合、契約時の特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。

用語

- 「保険期間の始期の属する日」とは
 - ・「責任開始期に関する特約」を付加した場合：申込日または告知日のいずれか遅い日
 - ・「責任開始期に関する特約」を付加しない場合：告知日またはアフラックが第1回保険料(前納の場合、前納保険料)を受け取った日のいずれか遅い日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

Days1

各プランの契約内容は下記のとおりです。解約払戻金の有無や保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

▶▶保険料払込期間について、詳しくは **05 保険料のお払込方法** **P.16~17** をご確認ください。

販売名称・プラン名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	契約年齢	
				解約払戻金 あり(1型)	解約払戻金 なし(2型)
男女共通 診断保障 充実 プラン	● 主契約 がん保険(低・無解約払戻金2018) ● 特定診断給付金特約*1 ● 手術・放射線治療特約(2018)*2 ● 抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)*3	終身*4	終身払*4	0歳~満70歳	0歳~満85歳
			60歳払済*4	0歳~満50歳	
			65歳払済*4	0歳~満40歳	0歳~満55歳
			2年払済*4	0歳~満65歳	0歳~満85歳
男女共通 スタンダード プラン	● 主契約 がん保険(低・無解約払戻金2018) ● 手術・放射線治療特約(2018)*2 ● 抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)*3	終身*4	5年払済*4	0歳~満60歳	0歳~満85歳
			10年払済*4	0歳~満55歳	0歳~満85歳
			終身払*4	満15歳~満70歳	
女性専用 診断保障 充実 プラン*5	● 主契約 がん保険(低・無解約払戻金2018) ● 特定診断給付金特約*1 ● 手術・放射線治療特約(2018)*2 ● 抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)*3 ● 女性がん特約(2018)*6	終身*4	60歳払済*4	満15歳~満50歳	
			65歳払済*4	満15歳~満40歳	満15歳~満55歳
			2年払済*4	満15歳~満65歳	満15歳~満70歳
			5年払済*4	満15歳~満60歳	満15歳~満70歳
女性専用 スタンダード プラン*7	● 主契約 がん保険(低・無解約払戻金2018) ● 手術・放射線治療特約(2018)*2 ● 抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)*3 ● 女性がん特約(2018)*6	終身*4	10年払済*4	満15歳~満55歳	満15歳~満70歳
			終身払*4	0歳~満70歳	0歳~満85歳
			60歳払済*4	0歳~満50歳	
男女共通 オールイン プラン	● 主契約 がん保険(低・無解約払戻金2018) ● がん治療保障特約*8	終身*4	65歳払済*4	0歳~満40歳	0歳~満55歳
			2年払済*4	0歳~満65歳	0歳~満85歳
			5年払済*4	0歳~満60歳	0歳~満85歳
			10年払済*4	0歳~満55歳	0歳~満85歳
			終身払*4	0歳~満70歳	0歳~満85歳

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

- *1 <特定診断給付金特約>の販売名称と正式名称は同一です。
 - *2 <手術・放射線治療特約(2018)>の販売名称は<手術・放射線治療特約>です。
 - *3 <抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)>の販売名称は<抗がん剤・ホルモン剤治療特約>です。
 - *4 <抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)><女性がん特約(2018)><がん治療保障特約>の保険期間、保険料払込期間は10年です。なお、主契約の保険料払込期間が2年払済・5年払済の場合、契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。
 - *5 診断保障充実プランに<女性がん特約(2018)>を付加したプランです。
 - *6 <女性がん特約(2018)>の販売名称は<女性がん特約>です。
 - *7 スタンダードプランに<女性がん特約(2018)>を付加したプランです。
 - *8 <がん治療保障特約>の販売名称と正式名称は同一です。
- ▶▶特約の自動更新について、詳しくは **09 特約の更新について** **P.21** をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは **しおり「指定代理請求特約」について** をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が保険期間の始期の属する日となります。なお、「Days1」および特約には、保険期間の始期の属する日から保障の開始までに3カ月の **待ち期間** があります。

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.25** をご確認ください。

次ページへ続く▶

特約

各特約は、「Days1」の解約払戻金の有無や保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

▶▶ プランによって付加できる特約が異なります。各プランに付加できる特約について、詳しくは **01** 「生きるためのがん保険Days1」の特長 **P.04** をご確認ください。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	Days1 保険料払込期間	契約年齢*1	
					解約払戻金 あり(1型)	解約払戻金 なし(2型)
特定診断 給付金特約	特定診断 給付金特約	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳*2
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳*2
			5年払済	5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳*2
がん先進医療 特約	がん先進 医療特約 〔2018〕	10年*3*4	10年*3*4	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳*2
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳*2
				5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳*2
診断給付金 複数回支払特約	診断給付金 複数回支払特約 〔2018〕	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳*2
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳*2
			5年払済	5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳*2
外見ケア特約	外見ケア特約	10年*3*4	10年*3*4	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳*2
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳*2
				5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳*2
特定保険料 払込免除特約	特定保険料 払込免除特約	主契約の 保険料 払込期間と 同一*5	—	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳*2
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳*2
				5年払済	0歳～満60歳	0歳～満85歳*2
	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳*2			

- *1 診断保障充実プランとスタンダードプランに付加する場合、契約年齢は満15歳からとなります。
 - *2 診断保障充実プランとスタンダードプランに付加する場合、主契約の保険料払込期間が終身払・2年払済・5年払済・10年払済のときは、満70歳までとなります。
 - *3 自動更新により、保障を継続することができます。
 - *4 主契約の保険料払込期間が2年払済・5年払済の場合、契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。
 - *5 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済で、＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約＞、＜女性がん特約＞、＜がん治療保障特約＞、＜がん先進医療特約＞および＜外見ケア特約＞が更新可能な場合、保険期間は終身となります。
- ▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは **09** 特約の更新について **P.21** をご確認ください。

補足

- 特約のみのお申し込みはできません。
- ＜がん治療保障特約＞、＜特定診断給付金特約＞、＜診断給付金複数回支払特約＞および＜特定保険料払込免除特約＞の中途付加はできません。主契約と同時に申し込みください。
- 主契約の保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の場合には、特約の中途付加はできません。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加して割り増しされた保険料をお払い込みいただくことで、ご契約をお引き受けできる場合があります。

▶▶ 詳しくは **注意喚起情報 P.23** をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶ 参照 **しおり** 「生きるためのがん保険Days1」について

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内新生物				
主契約 がん保険 (低・無解約 払戻金 2018)	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	・がんの場合：診断給付金額 ・上皮内新生物の場合： 診断給付金額の 10%	がん・上皮内新生物それぞれ 保険期間を通じ1回限り	—	
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき 入院給付金日額	支払日数は無制限	同一の日に2回以上入院した場合は、1回のみ支払います。 ○支払対象 厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院も支払います。 ×支払対象外 治療処置をとまなわれない検査、美容上の処置などのための入院	
	通院給付金	つぎの①②いずれかの通院をしたとき (往診を含む) ①所定の治療のための通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・手術 ・放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・抗がん剤治療(経口投与を除く) ・ホルモン剤治療(経口投与を除く) のために通院をしたとき ②所定の通院期間 用語 中の通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする 通院をしたとき	○	○	1日につき 通院給付金日額	支払日数は無制限	通院給付金 共通 ○支払対象 治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「 ①所定の治療のための通院 」に該当したとき ▶▶ 先進医療については 【その他重要事項 P.33】 をご確認ください。 共通 ○支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)のための通院 放射線治療 ○支払対象 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院 ×支払対象外 血液照射 抗がん剤治療 ○支払対象 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院 ×支払対象外 経口投与による抗がん剤治療のための通院 ホルモン剤治療 ○支払対象 厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院 ×支払対象外 経口投与によるホルモン剤治療のための通院 ②所定の通院期間中の通院 ○支払対象 抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院	
	特定診断給付金特約	つぎの①②いずれかに該当したとき ① 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内に つぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする 所定の通院*の通院日数 ② 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年 以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または 所定の通院* をしていること	○	—	特約給付金額	保険期間を通じ1回限り	・入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は 重複して算定しません 。 ・通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は 重複して算定しません 。 ・入院をした日に通院をした場合には、通院日数は 算定しません 。 ○支払対象 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または 所定の通院* をした場合	
	手術・放射線治療特約 (2018)	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき 特約給付金額	・一連の手術 用語 については14日間に1回を限度 ・支払回数は無制限	2種類以上の手術を同時に受けた場合は、 いずれか1種類のみ支払います 。 ○支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む) ×支払対象外 ・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合
		放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	○	○	1回につき 特約給付金額	・60日に1回を限度 ・支払回数は無制限	○支払対象 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 ×支払対象外 ・血液照射 ・放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」 ・先進医療に該当する場合

* 「所定の通院」とは、つぎの①②③いずれかの通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。
 ①手術のための通院 ②放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

用語

「所定の通院期間」とは
 つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

「一連の手術」とは
 つぎの①②両方に該当する手術のこと

- ① 同一の手術を複数回受けた場合
 - ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
- 例：肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など(2022年3月現在)

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例																				
			がん	上皮内新生物																							
抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)	抗がん剤治療給付金	「がん」の治療を目的とする所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに特約給付金額*1×給付倍率 (給付倍率) ・ホルモン剤治療(乳がん・前立腺がんの場合):1倍 ・上記以外:2倍	<ul style="list-style-type: none"> 治療を受けた月ごとに1回を限度 更新後の保険期間を含め、抗がん剤治療給付金とホルモン剤治療給付金の給付倍率を通算して120倍まで 	支払事由に該当する月に投薬を2種類以上受けた場合は、支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ支払います。																				
	ホルモン剤治療給付金	「がん」の治療を目的とする所定のホルモン剤治療を受けたとき	○	—			<ul style="list-style-type: none"> ○支払対象 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 ×支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療に該当する場合 																				
女性がん特約(2018)	女性特定ケア給付金	「がん」の治療を目的とする乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む)、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	○	—	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、 <ul style="list-style-type: none"> ・乳房観血切除術:1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術:1回 ・卵巣全摘出術:1卵巣につき1回ずつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。 ・両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。 ・乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金を支払います。 																				
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	○	—	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ	<ul style="list-style-type: none"> ×支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。 ・両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術 																				
がん治療保障特約	治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②③④いずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養	○	○	治療を受けた月ごとに特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・治療を受けた月ごとに1回を限度*2 ・更新後の保険期間を含め60回まで 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">手術</td> <td>○支払対象</td> <td>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)</td> </tr> <tr> <td>×支払対象外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線治療</td> <td>○支払対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 </td> </tr> <tr> <td>×支払対象外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・血液照射 ・先進医療に該当する場合 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">抗がん剤治療・ホルモン剤治療</td> <td>○支払対象</td> <td>厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</td> </tr> <tr> <td>×支払対象外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療に該当する場合 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緩和療養</td> <td>○支払対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療 </td> </tr> <tr> <td>×支払対象外</td> <td>疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合</td> </tr> </table>	手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)	×支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合 	放射線治療	○支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 	×支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・血液照射 ・先進医療に該当する場合 	抗がん剤治療・ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。	×支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療に該当する場合 	緩和療養	○支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療 	×支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合
							手術		○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)																	
								×支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合 																		
							放射線治療	○支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 																		
×支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・血液照射 ・先進医療に該当する場合 																										
抗がん剤治療・ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。																									
	×支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療に該当する場合 																									
緩和療養	○支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療 																									
	×支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合																									
がん先進医療特約(2018)	がん先進医療給付金	「がん」の診断や治療を目的とする所定の先進医療を受けたとき	○	—	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	×支払対象外 医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合																				
	がん先進医療一時金		○	—	1回につき15万円	1年間に1回を限度	○支払対象 がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき																				

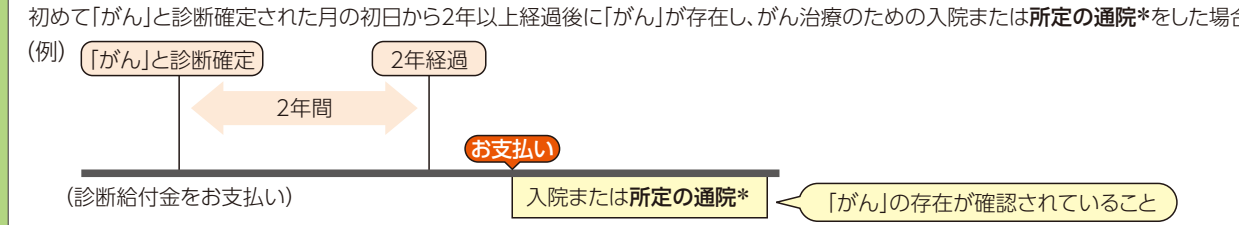
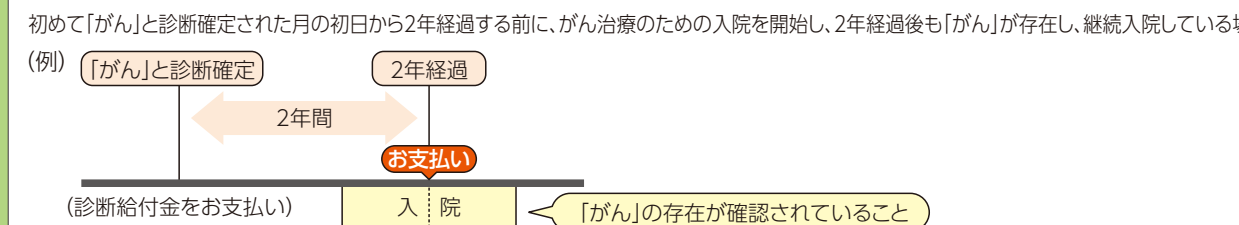
*1 ホルモン剤治療(乳がん・前立腺がんの場合)における給付金額


*2 同一の手術を複数回受けた場合(一連の手術)の取り扱いおよび放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を複数回受けた場合の扱いは、<手術・放射線治療特約>とは異なります。

▶ 次ページへ続く

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。
 下記「支払事由の詳細／制限の例」「免除事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
			がん	上皮内新生物			
診断給付金 複数回 支払特約 〔2018〕	複数回 診断 給付金	「がん」の場合 ①初回 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること ②「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院*をしていること ②回目以降 前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき	○	○	1回につき ・がんの場合：特約給付金額 ・上皮内新生物の場合：特約給付金額の10%	・がん、上皮内新生物それぞれ2年に1回を限度 ・支払回数は無制限	○支払対象 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または 所定の通院* をした場合 (例) 
		「上皮内新生物」の場合 ①初回 初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること ②「上皮内新生物」の治療を目的とする入院または 所定の通院* をしていること ②回目以降 前回の「上皮内新生物」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき	○	○	更新後の保険期間を含め、1回限り		○支払対象 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年経過する前に、がん治療のための入院を開始し、2年経過後も「がん」が存在し、継続入院している場合 (例) 
外見ケア 特約	外見ケア 給付金	「がん」の治療を原因として、頭髮に脱毛の症状が生じたときと医師に診断されたとき	○	—	10万円	更新後の保険期間を含め、1回限り	・「顔または頭部」には「頸部」は含みません。 ・「顔または頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔、副鼻腔などは「顔または頭部」に含みます。 ・下咽頭、喉頭、甲状腺、気管、食道などは「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含みません。
		「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	○	—	20万円	更新後の保険期間を含め、①②それぞれ1回ずつ	

特約名称	保障内容	免除事由	免除対象		免除事由の詳細／制限の例
			がん	上皮内新生物	
特定 保険料 払込 免除特約	保険料 払込免除	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする 所定の通院* の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または 所定の通院* をしていること	○	—	・入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は 重複して算定しません 。 ・通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は 重複して算定しません 。 ・入院をした日に通院をした場合には、通院日数は 算定しません 。 ・保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の 契約応当日  以後の主契約および特約の保険料(更新後の特約の保険料を含む)のお払い込みを免除します。 ○免除対象 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または 所定の通院* をした場合

* 「所定の通院」とは、つぎの①②③いずれかの通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。
 ①手術のための通院 ②放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

▶ 次ページへ続く

用語

- 「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

特定診断給付金特約	特定診断給付金が支払われたとき
抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)	支払限度に達したとき
女性がん特約(2018)	・給付金のすべての支払限度に達したとき ・支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックに連絡してください)
がん治療保障特約	支払限度に達したとき
がん先進医療特約(2018)	支払限度に達したとき
外見ケア特約	支払限度に達したとき

04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

- 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金のお支払いについては、下記のとおりです。
- 被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。
- 契約者に対する貸付制度はありません。

契約者配当金

この商品には、**契約者配当金がありません。**

解約払戻金・死亡返還金

- 被保険者が死亡した後の解約はお取り扱いしません。被保険者が死亡した場合で、死亡返還金がある場合は死亡返還金をお支払いします。
- 特約には**解約払戻金・死亡返還金はありません。**
- 解約払戻金・死亡返還金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。

解約払戻金あり(1型)の場合	解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ・解約払戻金は低く設定しており、解約払戻金の割合は低く設定しない場合の70%(低解約払戻金割合)となります(既払込保険料に対する割合ではありません)。 ・契約年齢・性別・経過年数などによって、アフラック所定の解約払戻金をお支払いします。 ・契約後短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あるとしてもごくわずかです。また、解約払戻金は経過年数によって増加しますが、一定期間経過後は減少していきます。
	死亡返還金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が死亡した場合、経過年数に応じた死亡返還金をお支払いします。なお、死亡返還金は入院給付金日額の10倍を下回らないものとします。 ※保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)の属する日から3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。 ▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

解約払戻金なし(2型)の場合	解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> <終身払の場合> ・解約払戻金はありません。 <払済の場合> ・保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。 ・保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金があります。
	死亡返還金	<ul style="list-style-type: none"> <終身払の場合> ・死亡返還金はありません。 <払済の場合> ・保険料払込期間中は、死亡返還金はありません。 ・保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の死亡返還金があります。 ※保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)の属する日から3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。 ▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※上記のほかにも、未経過保険料などがある場合はお返しします。

05 保険料のお払込方法

- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレットの「**保険料**」、「**設計書**」などをご確認ください。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「**月払**」「**半年払**」「**年払**」があります。また、保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の場合、保険料払込期間満了日までの保険料をまとめてお払い込みいただく方法(前納)があります。詳しくは前納(2年間・5年間・10年間)P.17をご確認ください。

保険料払込期間とお払い込みのイメージ

保険料払込期間には、「**終身払**」「**60歳払済**」「**65歳払済**」「**2年払済**」「**5年払済**」「**10年払済**」があります。

●【主契約】<特定診断給付金特約><手術・放射線治療特約><診断給付金複数回支払特約>の保険料
契約時のまま、保険料は定額です。

〈例〉契約日が7月1日の場合

更新がある特約の保険料

●<抗がん剤・ホルモン剤治療特約><女性がん特約><がん治療保障特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>の保険料

- ・10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお払い込みいただけます。
- ・保険料のお払い込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払い込みは不要です。

●【主契約】<特定診断給付金特約><手術・放射線治療特約><診断給付金複数回支払特約>の保険料
満60歳または満65歳の誕生日後に迎える最初の**年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。**

〈例〉契約日が7月1日、誕生日が5月1日の場合

更新がある特約の保険料

●<抗がん剤・ホルモン剤治療特約><女性がん特約><がん治療保障特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>の保険料

- ・10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお払い込みいただけます。
- ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただくことにより継続できます。
- ・保険料のお払い込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払い込みは不要です。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

●【主契約】＜特定診断給付金特約＞＜手術・放射線治療特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞の保険料
 契約日から2年後・5年後・10年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。

保険料払込期間
 2年払済
 5年払済
 10年払済

＜例＞契約日が7月1日の場合

【更新がある特約の保険料】
 ●＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約＞＜女性がん特約＞＜がん治療保障特約＞＜がん先進医療特約＞＜外見ケア特約＞の保険料

- 契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただくことにより継続できます。
- 10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただけます。
- 保険料のお支払いが免除された特約は、更新後も保険料のお支払いは不要です。

●保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の場合、保険料払込期間満了日までの保険料をまとめてお支払いいただくこともできます。

払込方法
 前納
 (2年間・5年間・10年間)

●【主契約】＜特定診断給付金特約＞＜手術・放射線治療特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞の保険料
 保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお支払いいただけます。

【更新がある特約の保険料】
 ●＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約＞＜女性がん特約＞＜がん治療保障特約＞＜がん先進医療特約＞＜外見ケア特約＞の保険料

- 主契約の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお支払いいただけます。
- 契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただくことにより継続できます。
- 10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただけます。
- 保険料のお支払いが免除された特約は、更新後も保険料のお支払いは不要です。

➕ 補足

- 契約時にまとめてお支払いいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお支払いが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- 前納では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお支払いが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- 前納は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金などはなく、解約された場合もお返しする解約払戻金や未経過保険料などは、前納保険料を下回りますのでご注意ください。
- 前納の場合、保険料払込期間が満了するまで給付金などの減額などは制限されます。

- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.05~08] をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込免除について、詳しくは **07 保険料に関する留意事項** [P.19] をご確認ください。
- ▶▶ 特約の更新について、詳しくは **09 特約の更新について** [P.21] をご確認ください。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、お払込方法により異なります。なお、**保障の開始までには3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。**

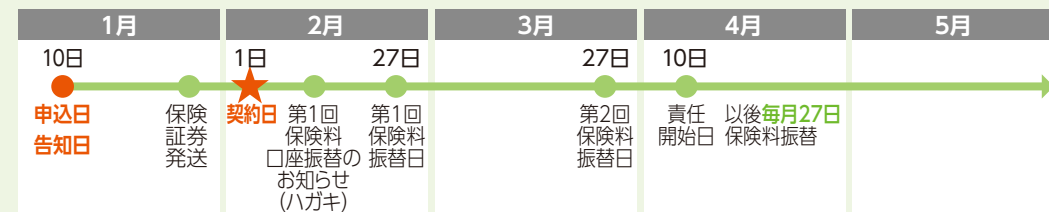
- ▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.25** をご確認ください。
- ※つぎに記載以外の例については募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ 終身払・払済の場合

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始日：申込日または告知日のいずれか遅い日(保険期間の始期の属する日)からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

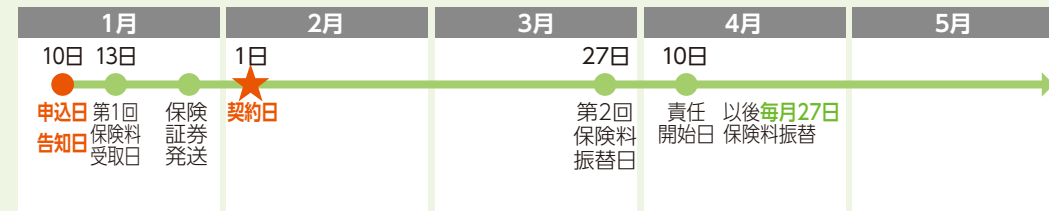
＜月払の例＞申込日・告知日が1月10日の場合



※お申し込みの時期などによっては、初回の保険料振替の際に2カ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ(ハガキ)」にてご確認ください。

2 第1回目の保険料はお支払い、以後の保険料は口座振替の場合

＜月払の例＞申込日・告知日が1月10日の場合



前納(2年間・5年間・10年間)の場合

前納保険料は、アフラック指定の口座にお支払いいただけます。

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始日：申込日または告知日のいずれか遅い日(保険期間の始期の属する日)からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日

＜例＞申込日・告知日が1月10日の場合



▶ 次ページへ続く ▶

ご契約のお引き受け

08 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります(法人契約は除きます)。
- 被保険者の健康状態などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申し込みいただけません。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割り増しして、ご契約をお引き受けする場合があります。
- 下記の契約の限度のほか、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。
一部の通算限度については下記に記載をしていますが、詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度
主契約 がん保険 (低・無解約払戻金2018)	<ul style="list-style-type: none"> ● 診断給付金額(がんの場合の給付金額) 診断保障充実プラン・診断保障充実プランLの場合 入院給付金日額の100倍(固定) スタンダードプラン・スタンダードプランL・オールインプランの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・入院給付金日額が20,000円以下の場合 入院給付金日額の100倍または200倍 ・入院給付金日額が20,000円を超える場合 入院給付金日額の100倍(固定) ● 入院給付金日額 1契約につき、60,000円*1*2まで(5,000円以上、1,000円単位) ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで ● 通院給付金日額 入院給付金日額と同額(固定)
特定診断給付金特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 入院給付金日額の100倍(固定)*1*3 ● 1契約につき、1特約のみ
手術・放射線治療特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 入院給付金日額の20倍(固定) ● 1契約につき、1特約のみ
抗がん剤・ホルモン剤治療特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額(乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療の場合の給付金額) 入院給付金日額の5倍 ※入院給付金日額20,000円以上でご契約の場合、特約給付金額は一律10万円 ● 1契約につき、1特約のみ
女性がん特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> ● 1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性に関する特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
がん治療保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 1契約につき、20万円まで(5万円以上、1万円単位) ※<がん治療保障特約>を付加する場合、<手術・放射線治療特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><女性がん特約>を付加することはできません。 ● 1契約につき、1特約のみ
がん先進医療特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> ● 1契約につき、1特約のみ ※アフラックの先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
診断給付金複数回支払特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 主契約の診断給付金額または100万円のいずれか小さい額 ● 1契約につき、1特約のみ
外見ケア特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 1契約につき、1特約のみ

*1 主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の200倍の場合、入院給付金日額は20,000円までとなります。
 *2 入院給付金日額が10,000円未満で、主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の200倍の場合、<手術・放射線治療特約[2018]><抗がん剤・ホルモン剤治療特約[2018]>の付加または<がん治療保障特約>の付加が必要です。
 *3 主契約の診断給付金額と特定診断給付金額を合計して、入院給付金日額の200倍までとなります。オールインプランの場合、診断給付金額が入院給付金日額の100倍の場合のみ、<特定診断給付金特約>を付加できます。

前ページからの続き

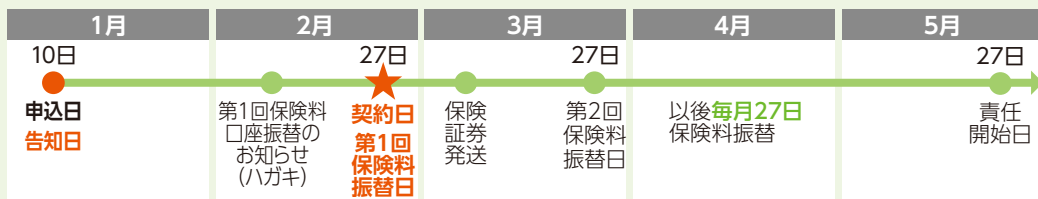
「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

終身払・払済の場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)
 責任開始日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日(保険期間の初期の属する日)からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料振替日が2月27日の場合

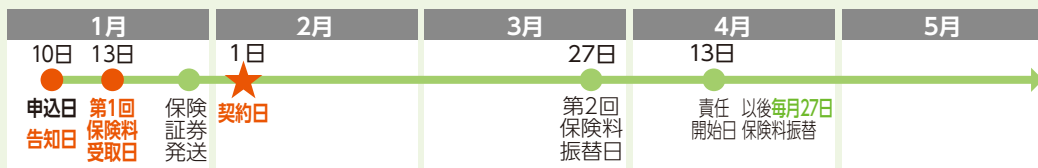


※アフラックが毎月15日までに申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌月になります。毎月16日以降に申込書を受け付けした場合は、第1回保険料振替日は翌々月になります。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
 責任開始日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日(保険期間の初期の属する日)からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料受取日が1月13日の場合



前納(2年間・5年間・10年間)の場合 前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

★**契約日**：告知日またはアフラックが前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)
 責任開始日：告知日またはアフラックが前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日(保険期間の初期の属する日)からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日

〈例〉告知日が1月10日、前納保険料受取日が1月13日の場合



- ➕補足
- ・契約日までに誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
 - ・保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日になります。
 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

<特定保険料払込免除特約>を付加すると、「がん」で所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払い込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※<特定保険料払込免除特約>を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も<特定保険料払込免除特約>を付加した保険料となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<特定保険料払込免除特約>を解約することができます。解約後の保険料は<特定保険料払込免除特約>を付加していない場合の保険料になります。

▶▶詳しくは P.13~14、および **しおり**「特定保険料払込免除特約」について をご確認ください。

保険料の前納

所定の期間の保険料をまとめてお払い込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは **しおり** 保険料の前納 をご確認ください。

09 特約の更新について

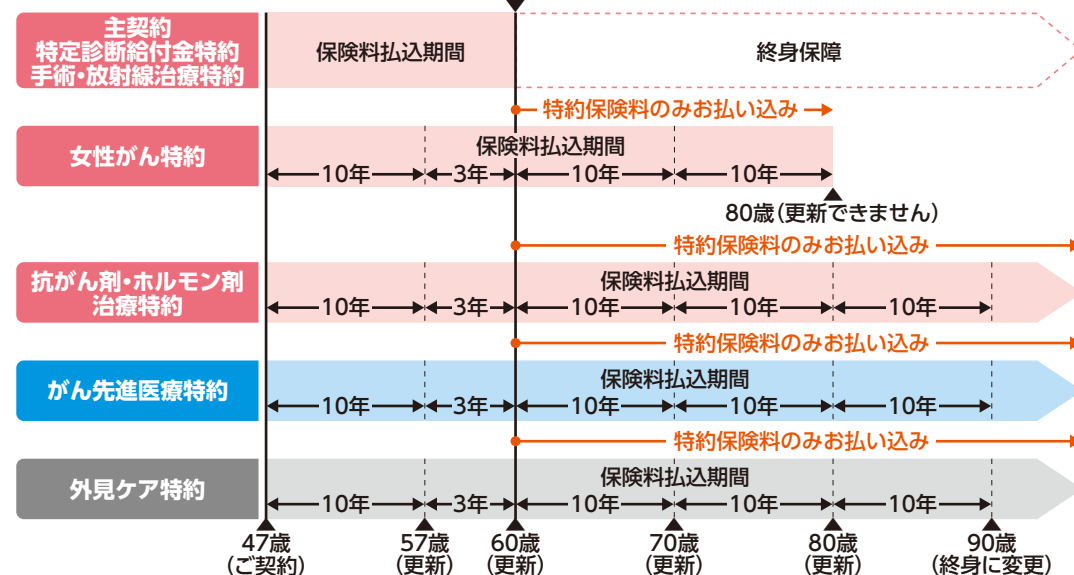
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、下記の特約を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金額や回数を通算して判定します。

▶詳しくは [しおり 特約の更新について](#) をご確認ください。

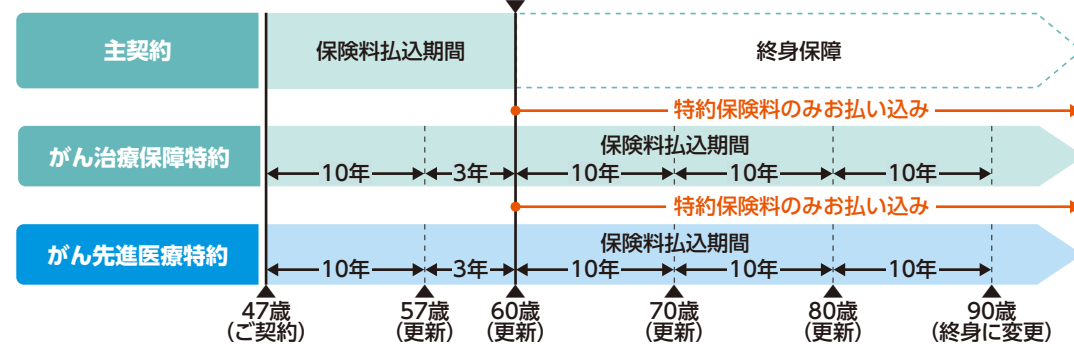
特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
女性がん特約	満70歳以下	10年*	保険料のお払い込みが免除されている場合でも、更新できます。
	満71歳～満79歳	80歳満期	
	満80歳	更新できません	
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	満85歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> 満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。 保険料のお払い込みが免除されている場合でも、更新できます。
がん治療保障特約			
がん先進医療特約			
外見ケア特約			

* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただくことにより継続できます。特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払い込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取り扱いいたします。

<例>診断保障充実プランLの60歳払済と<がん先進医療特約><外見ケア特約>を47歳(女性)でご契約の場合
[主契約]<特定診断給付金特約><手術・放射線治療特約>の保険料払込期間満了



<例>オールインプランの60歳払済と<がん先進医療特約>を47歳でご契約の場合
[主契約]の保険料払込期間満了



● 照会・相談・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.30](#) をご確認ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際してとくに**注意**いただきたい**事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
 - 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 23
 - 05 給付金などをお支払いできないことがあります。…………… 26
 - 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…………… 28 など

- ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して	ご契約の解約・乗り換え・見直し
01 反社会的勢力に該当する場合…………… 23	08 解約と解約払戻金…………… 28
02 告知義務…………… 23	09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し…………… 28
03 クーリング・オフ制度…………… 24	10 契約内容の見直し方法…………… 29
04 保障の開始…………… 25	
給付金・保険金、保険料など	その他留意事項
05 お支払いできない場合…………… 26	11 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合…………… 30
06 給付金などのご請求…………… 26	12 照会・相談・苦情の窓口…………… 30
07 ご契約の無効および失効・復活…………… 27	13 その他ご確認いただきたい事項…………… 31

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申し込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申し込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じたお引き受けを行っています。被保険者の健康状態によっては「特別保険料率に関する特則」を付加して割り増しされた保険料をお払いいただくことで、ご契約をお引き受けできる場合があります。

その場合、アフラックから手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。

※以下のいずれかに該当する場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

- 被保険者が満20歳未満の場合
- お申込内容が「解約払戻金あり」かつ「保険料払込期間：60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済」の場合

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き



「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 **用語** することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期の属する日から2年以内のとき
- 保険期間の始期の属する日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容がとくに重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

クーリング・オフ制度

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

03

所定の期間内であれば、お申し込みの 撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、つぎの**いずれの日からその日を含めて8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、申し込まれたご契約の**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
 2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日
- お申し込みの撤回などをした場合には、お払い込みいただいた金額をお返しします。

【お申し込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

- アフラックホームページよりお申し込みの撤回などをする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ▶ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

- 郵便によりお申し込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもれなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行

こちらから
アクセス



次ページへ続く▶

用語

● 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

● 「撤回」とは
ご契約のお申し込み後に、申込者をご契約のお申し込みを取り下げること

前ページからの続き



つぎの場合には、お申し込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

04

保障の開始

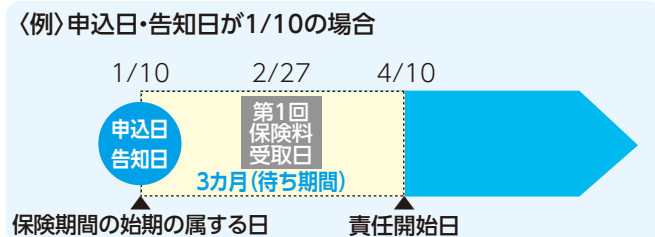
▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。この商品には、「責任開始日」までに**待ち期間**があります。アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

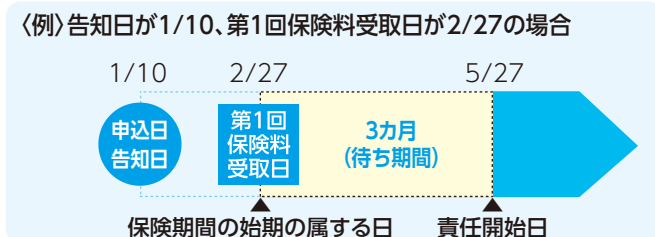
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日（保険期間の始期の属する日）からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。



※「申込日」とは、アフラック（募集代理店を含む）が申込書を受領した日をいいます。

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日（保険期間の始期の属する日）からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。



➕補足

担当者（生命保険募集人）には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します（担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います）。

給付金・保険金、保険料など

05

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始日より前に「がん（悪性新生物）」「上皮内新生物」と診断確定された場合
※「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合には、ご契約は無効（復活の場合は、復活の取り扱いの無効）となります。
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が失効（用語）している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは **契約概要 P.09~14** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

06

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

こちらからアクセス



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 **通話料無料**

＜オペレーターによる受付＞

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～17:00

＜24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き＞
年中無休（24時間受付）

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

次ページへ続く▶

用語

- 「失効」とは
保険料のお払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること（保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない）

前ページからの続き

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合は **P.26** の窓口までご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.09~14** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶ 詳しくは **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

ご契約の無効および失効・復活

▶ 参照 **しおり 保険料のお払込について**

07 保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

ご契約の無効および失効

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**無効となります**(保険期間の始期にさかのぼってご契約がなかったものとなります)。
- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**猶予期間満了日の翌日から失効します**(効力を失います)。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、同一の被保険者で新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です)。
▶ 詳しくは **しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効** をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、**失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます**。この場合、告知と必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

解約と解約払戻金

▶ 参照 **しおり ご契約後について**

08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
- 生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.15** をご確認ください。
- ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
▶ 詳しくは **しおり 解約について／払戻金について** をご確認ください。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶ 参照 **しおり お申込にあたって**

09 乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますので、ご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。とくに、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**。
- 新たな保険契約の保険期間の始期の属する日を起算日として、「**告知義務違反**」による**解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。
▶ 詳しくは **02 告知義務 P.23~24** をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります**。

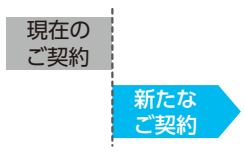
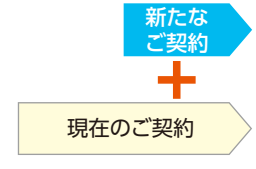
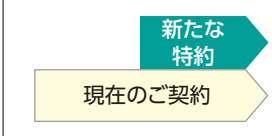


健康状態によってはお引き受けできません。


新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、あらためて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。

10 契約内容の見直し方法

契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約	特約の中途付加
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変わらずに、保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(ご契約者専用)にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 
現在のご契約	消滅します*	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※ 予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払い込みいただけます。	特約中途付加日における被保険者の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払い込みいただけます。

- * 新たなご契約の契約日前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。
- いずれの方法をご利用いただく場合もあらためて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態**によっては、ご利用できない場合があります。

 **現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取り扱いできない場合があります。**

各がん保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

その他留意事項

11 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

▶▶ 参照 [しおり](#) [その他生命保険に関するお知らせ](#)

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置**が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。
▶▶ 詳しくは [しおり](#)「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☎ **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

🏠 [ホームページ https://www.seihohogo.jp/](https://www.seihohogo.jp/)

12 照会・相談・苦情の窓口

お客さまの照会・相談・苦情をお受けします。

- 保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

☎ **0120-555-027** 受付時間 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

一般社団法人 生命保険協会

🏠 [ホームページ https://www.seiho.or.jp/](https://www.seiho.or.jp/)

その他ご確認いただきたい事項

13

ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取り引きへの影響について

- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申し込みのお手続きなどでご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申し込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申し込みの際に「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

- 01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ) 33
- 02 先進医療について 33
- 03 ダックのがん治療相談サービスについて 34
- 04 ご契約者様専用サイト 35
- 05 Web約款について 35

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「アフラックの個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる!探せる!先進医療サーチ <https://senshin-search.net/>

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

03 ダックのがん治療相談サービスについて



サービス内容

- 訪問面談サービス(フォローコール付)
- 専門医紹介サービス ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- セカンドオピニオンサービス ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- Webセカンドオピニオンサービス Findme®
- がん治療に伴う生活情報サービス

※「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」を総称して「プレミアサポート」と呼びます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

※Findme®は、リーズンホワイ(株)の商標です。

各サービスについて、詳しくは下記ホームページ、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」、またはご契約後に送付する保険証券に同封の「ダックのがん治療相談サービスのご利用案内」をご確認ください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/cancerservice/>

サービスに関する注意事項

■ サービス全般に関する注意事項

- 「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は(株)法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- お申し込みいただいたがん保険の被保険者をご利用いただけます。
- お申し込みいただいたがん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます。
- (株)法研、リーズンホワイ(株)、(株)保健同人社は今後これらのサービスを将来予告なく変更もしくは終了する場合があります。
- 各サービスのご利用には諸条件があり、ご利用いただけない場合があります。
- 各サービスにより生じた一切の損害・損失についてはアフラックでは責任を負いません。

■ 「訪問面談サービス」に関する注意事項

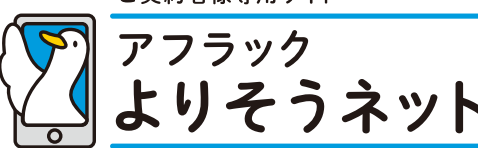
- 訪問面談サービスの面談日時や場所については、(株)法研がお客さまと相談のうえ、所定の範囲内で承ります。
- 訪問面談サービスの初回の面談、フォローコール(2回まで)については無償で提供しますが、これを超えるご利用は有償となります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- 訪問面談サービスのお客さまの面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただけます。
- 本サービスは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

04 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト




ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



ご登録者さま限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします！
※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

05 Web約款について

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①②③④の手順で閲覧できます。

- ① インターネットでアフラックのホームページにアクセス
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページの「Web約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- ④ 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、Web約款のページにアクセスすることが可能です。▶



冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○をつけてください。

